

平成30年2月21日(水)
愛知県県民生活部県民生活課
消費生活相談グループ
担当 田中、磯貝
内線 5031・5032
ダイヤル 052-954-6165

— 消費者トラブル情報 —

〈あいちクリオ通信 平成30年2月号 (No. 356) 〉

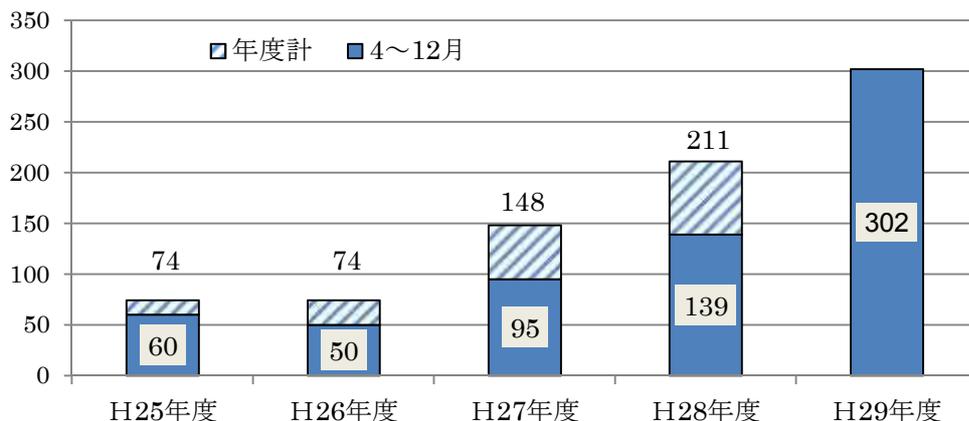
仮想通貨等で儲かるとうたう情報商材(※)に関する相談が増加!

- 愛知県及び市町村の消費生活センター等に寄せられた相談(平成29年4月～12月)のうち、**情報商材に関する相談は302件**で、前年同期(139件)と比べて**2.2倍と大幅に増加**しています(下図参照)。



- 「仮想通貨で儲ける方法を解説するDVD教材と自動売買システムを購入したが、儲からないので返金希望」、「バイナリーオプション(為替相場等が上がるか下がるかを予想する取引)で儲けるシステムを購入し、さらに個別情報を得られる契約をしたが、儲からないし、情報も得られないので返金希望」等の情報商材の契約トラブルに関する相談が多数寄せられています。
- 契約トラブルに遭ったり、不安や疑問に思ったりした場合は、県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にお早めに相談しましょう。

【情報商材に関する相談件数】 (単位: 件)



【あいち暮らしWEB
キャラクター ヒッピィ】

愛知県及び市町村の消費生活センター始め市町村消費生活相談窓口が、平成30年2月5日時点のPIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録した相談のうち、情報商材に関する相談のデータを集計しています。

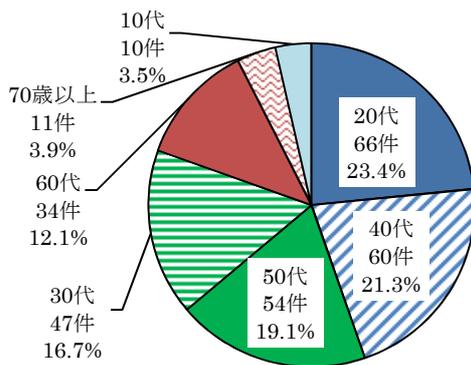
※ 「情報商材」とは、インターネットを通じてお金の儲け方や異性にもてる方法など、様々なノウハウを販売するもの。購入すると、インターネットから情報のダウンロードや動画の閲覧ができたりする他、Eメールその他印刷物、DVD、USBメモリ等が送付されるものがある。

情報商材に関する相談概要とアドバイス

<データ及び最近の事例から>

- ☆ 平成29年4月～12月に寄せられた相談302件について、契約当事者の年代別で見ると、20代が66件（23.4%）で最も多く、次いで40代が60件（21.3%）、50代が54件（19.1%）となっています（不明の20件を除く。）
- ☆ 既支払額を金額帯別で見ると、支払わなかったもの（0円）を除き、10万円以上50万円未満が78件と最も多く、次いで50万円以上100万円未満が34件となっています。
- ☆ 相談内容別では、「解約したい」が174件（57.6%）で最も多く、次いで「返金希望」が155件（51.3%）、「儲からない」が84件（27.8%）、「詐欺ではないか」が62件（20.5%）となっています。

◆契約当事者年代別（不明除く）



◆契約当事者性別（不明除く）

男性：171件（57.2%）
女性：128件（42.8%）

◆契約当事者職業等別（不明除く）（上位3種）

給与生活者：143件（50.2%）
無職：52件（18.2%）
自営・自由業：36件（12.6%）

◆契約購入金額（不明除く）

平均額：49万円
最高額：800万円

◆既支払額（不明除く）

平均額：33万円
最高額：800万円

◆相談内容別（上位5種、重複計上）

主な相談内容	件数(件)	割合(%)
解約したい	174	57.6
返金希望	155	51.3
儲からない	84	27.8
詐欺ではないか	62	20.5
価格が高すぎる	57	18.9

◆既支払額の金額帯別（不明除く）

金額帯別	件数
500万円以上	1
100万円以上500万円未満	12
50万円以上100万円未満	34
10万円以上50万円未満	78
5万円以上10万円未満	19
1万円以上5万円未満	25
1万円未満	2
0円	50

◇愛知県内の相談件数内訳

愛知県	76件
市町村	226件
計	302件



愛知県に寄せられた相談事例

◎仮想通貨で儲かるという投資教材と自動売買システムを購入したが、儲からないので、返金希望 (50代、男性)

インターネットで投資について検索し、仮想通貨に投資して大金を得る方法を解説するDVD教材が発売されていたので10万円で購入し、クレジットカード決済した。さらに、自動売買システムと仮想通貨に関するセミナーがセットになったコースを勧誘するメールが届いたため、申し込んだ。代金50万円を6回の分割払いにし、3回分の支払いはカード決済で、残りは現金振込により全額支払った。セミナーは参加済み。自動売買システムはとても儲かるような内容ではなかったため、返金してほしい。

(助言) カード決済から2,3か月以内であれば、クレジットカード会社及び決済代行業者に書面通知して返金交渉することが可能であったが、決済から5か月以上経過しているため、難しいことを説明した。返金を希望するのであれば、弁護士に相談するか、説明のとおり儲かる内容ではなかったと直接業者に書面通知をする等して交渉してみるしかないことを助言した。書面通知をする場合は書き方をアドバイスする旨説明した。

◎バイナリーオプション(※)で儲けるシステム等を購入したが、儲からないし、情報も得られないので、返金希望 (30代、男性)

副業情報を紹介するメールマガジンで、バイナリーオプションで賭けるタイミングをSNSで配信するシステムが紹介されていたので、業者のホームページから動画を見たところ、「月収100万円達成。1年で5,000万円確約します。」とシステムを使って実際に勝っている人の映像が流れていた。そこで、システム代金10万円を分割払いでクレジットカード決済し、さらに50万円を支払えば個別の情報が得られるとのことだったので、50万円を分割払いでクレジットカード決済した。しかし、SNS配信は毎日あるものの、個別の情報は何ももらっていない。1か月間取引したが、このシステムでは儲からないので返金希望。

※「バイナリーオプション」とは、為替相場等が上がるか下がるかを予想する取引で、為替金融商品の一種。

(助言) 業者とメール等でやり取りした内容を保存し、経緯をまとめた文書を作成し、クレジットカード会社等へ送付するよう助言した。文書の作成については当所でアドバイスできる旨説明した。

⇒販売業者、クレジットカード会社、決済代行業者宛てに文書を送付したところ、販売会社が解約に応じ、全額返金となった。

トラブルを防ぐアドバイス

[情報商材の契約について理解しましょう]

- 情報商材とは、インターネットを通じてお金の儲け方やサイドビジネスなど様々なノウハウを販売するものですが、情報の内容は中身を見るまで分かりません。「広告にうたわれていたような儲かる内容ではなかった。」、「儲からない場合の返金保証が受けられない。」、「サポートが受けられなくなった。」等のトラブルが生じる可能性があることを理解しましょう。

[契約は慎重にしましょう]

- 誰でも簡単に稼げるといったうまい話はありません。こうした広告やセールストークを鵜呑みにせず、契約は慎重にしましょう。
- 将来どうなるかわからない財産上の利得について、「必ず儲かる」などと、儲かることが確実であるかのように勧誘し、消費者を誤認させて結ばせた契約は、消費者契約法により消費者から取消しを主張できます。
- 「必ず儲かる」等とうたう業者との契約は慎重にしましょう。また、購入を急がせる業者には注意し、業者の連絡先等も必ず確認しておきましょう。

[早めに相談しましょう]

- 情報商材に関する契約トラブルに遭ったり、不安や疑問に思ったりした場合は、県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にお早めに相談しましょう。



消費生活相談窓口の御案内



消費生活上のトラブルなどでお困りの際には、お早めに愛知県消費生活総合センター及び西三河消費生活相談室又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。

愛知県の消費生活センター			
相談窓口名称	電話番号	相談受付時間	
		消費生活相談窓口	多重債務法律相談(予約制)
愛知県消費生活総合センター	(052)962-0999	月～金 9:00～16:30 土・日 9:00～16:00	火・木 13:00～16:00
西三河消費生活相談室	(0564)27-0999	月～金 9:00～16:30	第1・3火 13:00～16:00
※平成29年3月末日をもって、尾張、海部及び知多消費生活相談室の相談業務は終了しました。			
市町村の消費生活センター(原則、それぞれの市町村内にお住まいの方を対象としています。)			※H29.11.1現在
○東三河消費生活総合センター	(0532)51-2305	○西尾市消費生活センター	(0563)65-2161
・東三河消費生活豊川センター	(0533)89-2238	○犬山市消費生活センター	(0568)44-0398
・東三河消費生活蒲郡センター	(0533)66-1204	○常滑市消費生活センター	(0569)47-6116
・東三河消費生活田原センター	(0531)23-3818	○江南市消費生活センター	(0587)53-0505
・東三河消費生活新城センター	(0536)23-6260	○小牧市消費生活センター	(0568)76-1119
○名古屋市消費生活センター	(052)222-9671	○稲沢市消費生活センター	(0587)32-2594
○岡崎市消費生活センター	(0564)23-6459	○東海市消費生活センター	(052)603-2211
○一宮市消費生活相談窓口	(0586)71-2185	○大府市消費生活センター	(0562)45-4538
○瀬戸市消費生活センター	(0561)88-2679	○知多市消費生活センター	(0562)36-2688
○知多半田消費生活センター (半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町)	(0569)32-2444	○知立市消費生活センター	(0566)95-0195
		○尾張旭市消費生活センター	(0561)53-2111
○春日井市消費生活センター(市民活動推進課)	(0568)85-6616	○岩倉市消費生活センター	(0587)37-7867
○海部地域消費生活センター (津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村)	(0567)23-0150	○豊明市消費生活センター	(0562)85-3712
		○日進・東郷消費生活センター	(0561)56-0039
○碧南市消費生活センター	(0566)41-3311	○清須市消費生活センター	(052)325-5151
○刈谷市消費生活センター	(0566)91-1195	○北名古屋市消費生活センター	(0568)22-1111
○豊田消費生活センター	(0565)33-0999	○みよし市消費生活センター	(0561)32-8015
○安城市消費生活センター	(0566)71-2235	○扶桑町消費生活センター	(0587)93-1111
消費者ホットライン(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)			
188 いやや(嫌や!)			